三　次のいずれにも該当しないこと。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ヘ　法第十九条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ト　法人であって、その役員のうちにイからヘまでのうちいずれかに該当する者があるもの

チ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

2　法第十七条第三項の規定により同条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式による申請書に、第二条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、経済産業大臣又は内閣総理大臣に提出しなければならない。

3　前項の規定により申請書を経済産業大臣に提出する者は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して提出しなければならない。

4　第二項の規定により申請書を内閣総理大臣に提出する者は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄する区域（財務事務所の管轄する区域を除く。）にあっては福岡財務支局長とし、財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄する区域にあっては当該財務事務所長又は出張所長とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）第十二条第二項の規定により金融庁長官が指定するものが提出する申請書については、この限りでない。

（軽微な変更）

第三条　法第十七条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、経営革新等支援業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更とする。

附　則

この命令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。

別記様式（第二条第二項関係）

年　月　日

主務大臣　名　殿

住所
氏名　　印

認定申請書

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき、認定を受けたいので、下記について添付書類を添えて申請いたします。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

1　事務所の所在地

2　経営革新等支援業務に関する事項

一　経営革新等支援業務の内容

二　経営革新等支援業務の実施体制

(1)　経営革新等支援業務の統括責任者、当該統括責任者を補佐する者及び当該経営革新等支援業務を行う者の氏名

(2)　その他の経営革新等支援業務の実施体制に関する事項

（添付書類）

1　第2条第1項第2号の規定に掲げる要件に適合することを証する書類

(1)　専門的知識を有する証明書

(2)　支援者からの関与を有する証明書

(3)　実務経験証明書

2　第2条第1項第3号の規定に掲げる要件に適合することを証する書類

誓約書

備考

1　申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

2　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。